

獨協医科大学（壬生キャンパス）新型コロナウイルス感染症対策のための基本方針

令和2年4月28日制定
令和2年5月26日改正
令和2年6月22日改正
令和2年9月1日改正
令和3年1月7日改正

1月7日から「レベル3」に引き上げ

レベル	制限	学生					学外来訪者
		講義	実習	立入・施設利用	生活指導	課外活動	
0	なし	一般的な健康管理と感染予防に留意して、通常通り。					
1	小	・感染予防に留意して教室内で実施。	・感染予防に留意して通常通り実施。	・感染予防に留意して立入可。	・自己健康観察。 ・必要に応じて健康調査票の記録を提出。 ・アルバイト自粛(止むを得ない場合のみ、学部または学校に報告)。	・感染予防に留意して実施。	・建物内への無断立入禁止。 ・受入者が健康確認(病院への受入時は所定の問診票で確認)。
2	中	・感染予防に留意して教室内で実施。 ・必要に応じて座席を指定。 ・オンライン講義も導入。	・可能なものはオンライン演習で代替。 ・代替不可能なものは、感染予防に留意して学内外*の医療施設または学内の実習室で実施。 (*学外は受入許可のある時のみ)	・感染予防策に留意し、「3密」を避けて立入可。 ※大学(学校)の担当窓口からの指示を遵守 ・不要不急の大学病院立入は自粛。	・「3密」回避の徹底。 ・健康調査票の記録と定期的提出(全員)。 ・原則としてアルバイト不可(止むを得ない場合のみ、学部または学校の許可を得る)。 ・当面の間、会食の禁止(外食、宅飲みを問わず)	・原則禁止 ・止むを得ない場合のみ、教員と相談の上、感染予防に留意して実施。	レベル1に同じ
3	大	・オンラインで実施。 ・受信環境が整わない学生のみ、所定の教室で座席指定にて受講。	・原則としてオンライン演習で代替。 ・代替不可能な場合のみ、学生を少人数に分けて学内で実施。 ・実施困難な場合は延期または中止。	・原則として、建物内立入禁止(学生寮を除く)。 ・教育上必要な場合のみ、教員または大学の事前許可を得た上で、感染予防に留意して建物内立入可。 ・受診以外の大学病院立入は禁止。	・「3密」回避の徹底。 ・健康調査票の記録とオンライン提出(全員毎日)。 ・アルバイト不可(止むを得ない場合を除く)。 ・家族や同居者以外との会食禁止。 ・不要不急の外出自粛。	・禁止。	・建物内への無断立入禁止。 ・原則として受入自粛。
4	極大	・オンラインで実施。 ・状況に応じて教員が自宅から配信。 ・受信環境が整わない学生のみ、所定の教室で座席指定にて受講。	・オンライン演習で代替。 ・状況に応じて教員が自宅から配信。 ・代替不可能な場合は延期または中止。	・大学病院受診以外、構内立入禁止(学生寮を除く)。	・「3密」回避の徹底。 ・健康調査票の記録とオンライン提出(全員毎日)。 ・アルバイト不可。 ・家族や同居者以外との会食禁止。 ・外出の自粛。	・禁止。	・構内への無断立入禁止。 ・緊急性の高い場合以外、受入禁止(必要時は受入者が所定の問診票にて健康確認)。

※附属病院における行動については、本指針の適用となりません。

※活動項目ごとに指示される活動レベルが異なる場合があります。

※上記内容については、今後の感染状況等を踏まえ、随時、改善・更新を行います。